

大分市自動販売機設置事業者募集要項

大分市では、施設利用者の利便性の向上に資することを目的として、施設等に設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を一般競争入札により公募します。

なお、参加される方は、次の各事項を承諾の上、お申し込みください。

1. 入札物件

入札物件（貸付物件）は、別表「貸付物件一覧表」のとおりです。

入札は、各グループを1単位としてグループごとに行います。

2. 設置条件等

(1) 契約について

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産の一部を貸し付ける賃貸借契約を締結します。

(2) 貸付期間

各グループとも令和7年8月1日～令和10年7月31日（3年間）

ただし、物件番号17・18・22については、令和7年8月1日～令和9年9月30日（2年2ヶ月）。物件番号16・21については、令和7年8月1日～令和10年3月31日（2年8ヶ月）とする

(3) 設置自動販売機の種類

清涼飲料水等自動販売機（個別条件あり。別紙「個別条件一覧表」をご確認ください。）

(4) 設置事業者の費用負担

①貸付料

貸付料の総額（契約金額）は、次のア・イの合計金額となります。

ア 別表「貸付物件一覧表」の貸付種別が建物

落札金額×1.1（消費税相当額）×契約月数

イ 別表「貸付物件一覧表」の貸付種別が土地

落札金額×契約月数

なお、消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した額を基に変更契約を締結する

ものとし、変更契約に係る印紙税は、設置事業者の負担とします。

年度ごとの貸付料は、市が発行する納付書により市が指定する期日までに全額を一括納付してください。

②電気料及び水道料

電気料及び水道料は実費負担となりますので、設置する自販機には電気及び水道の使用量を計る子メーターを設置してください。ただし、子メーターを設置し難い場合は、市の承認を受け設置することができます。

電気料及び水道料は、「大分市普通財産貸付基準」に定める「光熱水費等の算定方法」により、子メーターを設置したものについては、その使用量を基に「光熱水費等の算定方法 子メーターがある場合」により算定した額とし、子メーターを設置しないものについては、自販機の消費電力量を基に本市の「光熱水費等の算定方法 子メーターがない場合」により算定した額とします。

なお、電気料及び水道料の納入期限は、子メーターを設置したものについては、市が毎月発行する納入通知書によるものとし、子メーターを設置しないものについては、「① 貸付料」と併せて、市が指定する期日までに当該年度分全額を一括納付していただきます。

③設置費等

自販機の設置及び撤去に要する費用、その他必要とされる費用については、すべて設置事業者の負担となります。

(5) 自販機の設置について

- ①本体規格については、物件ごとに記載した大きさ以内のものにしてください。
ただし、大きさに不具合が生ずる場合は市と協議するものとします。
- ②自販機の設置にあたっては、耐震対策（転倒防止策）を行ってください。その際は、できる限り庁舎の躯体に負担のかからない方法で安全に設置してください。
- ③グループ6の自販機のラッピングデザインについては、子育て支援に関連した内容のデザインとします。詳しくは落札後に子ども企画課と協議のうえ決定していただきます。なお、ラッピングに係る費用は設置事業者の負担となります。

(6) 自販機の機能について

- ①自販機の機種は、省エネ法に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー効率の良い自販機を設置してください。
- ②自販機窃盗被害の発生防止のため、防犯対策等を講じてください。
- ③真空断熱材が採用されている機種としてください。

- ④ノンフロン対応機としてください。
- ⑤設置する自販機は、原則として誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの機種を設置してください。
- ⑥災害対応型自販機等、自販機の機能や配色等について、個別条件が付されている場合は、その条件に従い設置してください。なお、災害対応型自販機を設置した場合は、市と「災害時における救援物資提供に関する協定」を締結するものとします。

(7) 維持管理について

①フルオペレーション

自販機の設置から商品の補充、金銭管理、自販機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務は、設置事業者の責任において行ってください。

②容器の回収

販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを自販機横に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。

③搬入・搬出

商品の搬入、使用済容器の回収時間及び経路については、市の指示に従ってください。

④衛生管理

賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理については、徹底を図ってください。

⑤緊急連絡先

自販機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応してください。また、設置する自販機には、故障等が発生した場合の連絡先を明示してください。

⑥販売価格

販売品の売価は、設置事業者により任意に設定してください。ただし、標準小売価格より高い価格では販売しないでください。

⑦販売実績の報告

設置事業者は、1年間の販売実績（自販機1台ごとの販売本数・金額）を集計し、毎年8月末日までに管財課に販売実績報告書（管財課指定の書式）を提出してください。

(8) 禁止事項

- ①貸付物件を自販機設置以外の用途で使用することはできません。

- ②自販機設置の権利については、第三者への譲渡・転貸、または他の権利を設定することはできません。
- ③貸付期間中は、グループ内の自販機全部について販売を継続してください。貸付物件の一部を選択し、販売を中止することはできません。
- ④酒類の販売を行うことはできません。

(9) 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了したとき又は貸付期間が満了する日までに貸付契約が解除されたときは、市が指定する日までに貸付物件を原状に回復してください。なお、設置事業者は、原状回復に要した費用、設置に伴い要した費用、改良費等の有益費その他の費用の支出があっても、市に対して補償を請求することができません。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

3. 入札及び開札の日時

日 時	場 所
令和7年7月3日（木） 入札締め切り後、即開札	
グループ1 午後1時30分～	
グループ2 午後2時00分～	大分市役所本庁舎9階第1入札室
グループ3 午後2時30分～	
グループ4 午後3時00分～	
グループ5 午後3時30分～	
グループ6 午後4時00分～	

4. 入札参加申込期間

申込期間	申込場所
令和7年6月5日（木）～ 令和7年6月20日（金） 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日を除く)	大分市財務部管財課財産管理担当班 (大分市役所本庁舎5階) 電話 097-537-5608

※電話、郵送等による申し込みはできません。

5. 現地説明会

現地説明会は開催しませんが、各自で事前に施設を視察する場合は、別表「貸付物件一覧表」に記載された施設管理者に連絡を取ったうえで視察してください。

6. 入札参加資格要件

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていなければいけません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 地域要件

個人の場合は大分市に住所を、法人の場合は大分市内に本店又は支店・営業所を有していること。

- (3) 過去2年間において、自販機設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。

- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員が役員となっている事業者

④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、大分市暴力団排除条例（平成23年9月28日条例第19号）に基づき、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会いたしますのでご了承ください。

- (5) 市税の滞納がないこと。

7. 入札参加の申込方法等

- (1) 申込方法

入札参加申込書に必要事項を記入・押印（実印）の上、申し込みに必要な書類を添えて、受付期間内に大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎5階）へ直接持参してください。

(2) 提出書類

- ①入札参加申込書（第1号様式）
 - ②市税完納証明書
 - ③印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
 - ④誓約書（第2号様式）
 - ⑤販売予定品目一覧表（第3号様式）
- ※任意書式可（商品名、容器種別、内容量、販売予定価格の分かるもの）
- ⑥設置予定自販機の仕様が分かる資料
 - ⑦上記「6. 入札参加資格要件（3）」の実績を申告する書類
 - （例）契約書の写し
 - ⑧個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項証明書
 - ⑨一般競争入札に係る代理人届出書（法人登記のない支店・営業所等で入札参加する場合）
 - * ②、③、⑧については写し可。
 - * 各種証明書は、受付時において発行後3ヶ月以内のものに限ります。
 - * 市税完納証明は、大分市財務部税制課（第2庁舎3階）、税証明窓口（本庁舎1階）、各支所及び各連絡所で発行しています。
 - * 添付書類は、返却しません。

(3) 複数のグループに申し込みする場合

- ①「入札参加申込書」は、申込グループごとに提出してください。
- ②「入札参加申込書」以外の各証明書は、1部の提出で結構です。

8. 入札保証金

(1) 入札参加者は、各自が見積もる入札金額（月額貸付料）に消費税及び地方消費税相当額を加え、契約月数を乗じた金額（入札金額×1.1×契約月数）の100分の5以上の入札保証金を、現金又は銀行振り込み小切手で入札当日に納付する必要があります。

なお、貸付種別が「建物」の入札物件にあっては、入札金額（月額貸付料）に消費税相当額を加算しますが、貸付種別が「土地」の入札物件にあっては、消費税相当額の加算はありません。

【銀行振り込み小切手について】

- ① 支払地が大分市内であること。
- ② 大分手形交換所の交換参加店が支那人であること。
- ③ 振出人、支那人とも同一金融機関であること。
- ④ 持参人払式小切手であること。
- ⑤ 線引き小切手であること。

- ⑥ 振出日から 5 日以内であること。
- ⑦ 振出手数料（発行手数料）は入札参加者の負担とする。
- ⑧ 取立手数料が必要となる場合は、入札参加者の負担とする。

(2) 入札保証金の返還等

- ① 落札者以外の者の入札保証金は、落札決定後、直ちに入札者に返還します。
- ② 落札者は、納付した入札保証金の全部又は一部を契約保証金に振り替えることができます。
- ③ 落札者が契約締結を行わないとき、入札保証金は返還しません。

(3) 入札保証金の免除

入札参加者が大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、入札参加資格の認定を受けている場合は、大分市契約事務規則第 24 条第 3 項第 2 号に基づき入札保証金を免除します。

9. 入札

(1) 入札時に持参するもの

- ①入札参加申込書の写し（申し込みの受付時にお渡ししたもの）
- ②実印（法人の場合は、代表者印）

なお、代理人が入札する場合は、代表者印を押印した委任状と、代理人の認印が必要になります。一般競争入札に係る代理人届出書を提出した場合も同様です。

- ③入札書

(2) 入札の方法

- ①入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印（実印）のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出してください。
- ②入札書に記載する入札金額は、1か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。
- ③入札は、代理人に行わせることができます。この場合、入札グループごとに委任状を提出してください。

(3) 入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効とします。

- ①入札者として資格の無い者のした入札。
- ②競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
- ③同一グループの入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札。
- ④入札金額を訂正した入札。
- ⑤入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。

⑥前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。

10. 再度入札

- (1) 開札をした場合に、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。
- (2) 再度入札の回数は、1回とします。
- (3) 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者に限ります。

11. 落札者の決定

- (1) 落札者は、大分市が定める予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。
この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない大分市職員にくじを引かせます。

12. 契約の締結

落札者に決定した者は、以下の手続きを行っていただきます。

- (1) 行政財産貸付申請書（本市様式）を提出してください。
- (2) 設置場所における自販機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出してください。
- (3) 落札者は、決定の通知を受けた日から7日以内に賃貸借契約を締結していただきます。

①貸付契約は、総価（落札価格×1.1×契約月数）で行います。

なお、貸付種別が「建物」の入札物件にあっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算しますが、貸付種別が「土地」の入札物件にあっては、消費税相当額の加算はありません。

また、貸付期間中に消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更契約を締結するものとし、変更契約に係る印紙税は、設置事業者の負担とします。

②本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

③本件契約を締結しない場合は、落札は取り消しとなります。

13. 契約保証金

- (1) 落札者は、契約を締結するにあたり、大分市契約事務規則第6条に定めるところにより、決定の通知を受けた日から7日以内に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めていただきます。
- (2) 契約保証金は、大分市が発行する納付書により納付していただきます。
- (3) 契約保証金には、利息を付しません。
- (4) 貸付期間が満了したとき又は大分市が契約を解除したとき、設置事業者が原状回復義務等契約に定める全ての義務を履行し、大分市に損害がない場合は、設置事業者の請求により契約保証金を設置事業者に返還します。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他設置事業者が大分市に対して負担する義務が残存する場合には、契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還します。
- (5) 契約保証金を(4)に掲げる債務の額に充当した場合において、なお、大分市に損害があるときは、大分市は、当該損害の額についてさらに損害賠償を請求することができるものとします。
- (6) 落札者が、次に掲げる事項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除することができます。
 - ①大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加資格の認定を受けており、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約をしないこととなるおそれがないと認められるとき。

14. その他

- (1) 本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、大分市公有財産規則、大分市契約事務規則、その他関係法令の定めるところによります。

- (2) 本件入札に関する問い合わせ先

大分市荷揚町2番31号 大分市役所5階
大分市財務部管財課財産管理担当班
電話（直通）097-537-5608